

47.さいたま市市民活動サポートセンター利用者用設備賃貸借

質問 1	仕様書10.カウンタ保守について本調達とは別に導入機器メーカーと締結するものとするとあります、カウンタ保守については、本件賃貸人には保守責任はなく（賃貸借契約にも含まず）、導入機器メーカーにあるとの理解でよろしかったでしょうか？
回答 1	ご認識の通りです。
質問 2	「仕様書第14項に『納入物品の保証については、物品の製造者の如何にかかわらず、受注者が最終責任を負う』とありますが、当社としてはメーカー保証の範囲を超える瑕疵や製造者起因の不具合については、メーカー対応を前提とし、当社はその手続き代行に留める解釈でよろしいでしょうか。 また、保証について当社が無制限に責任を負うのではなく上限額を設けて頂けないでしょうか？」
回答 2	ご認識の通りです。
質問 3	満了後の物件撤去に際しては、お客様にて事前に1箇所(1施設)に纏めて頂いたものをリース会社が引き揚げるという理解でよろしいでしょうか？
回答 3	ご認識の通りです。
質問 4	データ消去作業については、物件引き揚げ後にリース会社倉庫での実施でも問題ないでしょうか？
回答 4	消去方法、実施場所は任意となります。 但し、データ消去証明書の発行が必要です。書式は任意となります。
質問 5	動産総合保険は期間の経過と共に受取額が遞減する通常の動産総合保険でよろしいでしょうか？ その場合、修理代が受取保険金額を上回った際には差額分を貴市にてご負担頂くとの理解でよろしいでしょうか？
回答 5	一般的な動産総合保険で結構です。 上限を上回る場合は協議により対応することとします。
質問 6	部材供給不足及び仕入価格高騰など現時点で予見できない事由等により納期遅延が生じた場合、当社への指名停止等の処分、違約金等のペナルティについて納入業者を含めた協議にご対応頂くことは可能でしょうか？
回答 6	協議により対応することとします。
質問 7	他の自治体で指名停止処分中でも本件への参加資格はございますでしょうか？
回答 7	参加可能です。

47.さいたま市市民活動サポートセンター利用者用設備賃貸借

質問8	納期について 万が一になりますが、指定の契約期間について、今後のコロナウィルス感染拡大と長期化によっては、物流遅延等の不測自体が発生し納期遅延が発生する可能性があります。その他、台風等自然災害の影響もしくは、部品の入荷等の状況により納期遅延が生じた場合、当社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等無く、納期延長等を協議できますでしょうか。
回答8	協議により対応することとします。
質問9	契約不適合責任について 製品保証期間外における契約不適合責任について、賃貸人が負わない認識でよろしいでしょうか。
回答9	仕様書記載条件について各責任の所在および当方との契約履行対象は契約者様となります。
質問10	契約関連書類について 契約書式・契約約款は、「貴社用意のもの」と「受注者用意のもの」どちらになりますでしょうか。 「貴社用意のもの」の場合、契約書式・契約条項を事前にお示しいただけますでしょうか。できましたら、質問回答時にデータで提示ください。
回答10	受注者様の書式で結構です。 但し、条項変更等も含め、内容については契約時に別途お打合せの上、修正をお願いする場合がございます。
質問11	契約変更又は解除時の損害金請求について 「本件契約を締結した会計年度の翌年度以降において、貴市の歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない」など、本契約を変更または解除となった場合、リース会社は、解約金もしくは損害賠償請求はできますでしょうか。
回答11	協議により対応することとします。
質問12	ご請求書について 仕様書10.カウンタ保守について、カウンター保守の請求は賃貸人ではなく、メーカー又は販売店などと直接やり取りしていただく認識でよろしいでしょうか。
回答12	ご認識の通りです。
質問13	入札金額について 入札額は機器（仕様書8.機器・構築仕様に記載があるもののみ）に関わる金額のみで、カウンター料金や別途保守料等を含まない認識でよろしいでしょうか。
回答13	ご認識の通りです。

47.さいたま市市民活動サポートセンター利用者用設備賃貸借

質問14	第三者への委任について リース会社で対応できない業務（機器の設置・設定、機器の保守など）がある場合、その業務を、リース会社の指定する業者(機器メーカーまたは機器メーカーの販売店)に、委託することは可能でしょうか。委託申請手続が必要な場合、その申請書面やフローなどを教えて頂きたく。
回答14	委託可能です。 但し、委託先との契約書の写しをご提出ください。
質問15	第三者への委任について 仕様書.11登録について、機器の設定はリース会社では対応できない業務になります。納入会社に委託してもよろしいでしょうか。
回答15	委託可能です。
質問16	落札後締結する賃貸借契約書について、弊社指定書式を使用することは可能でしょうか。貴団指定書式を使用する場合、賃貸借契約書（案、契約書式・契約条項）を事前に開示頂けますでしょうか。また、落札後、賃貸借契約書の条項内容について、条項変更等の協議は可能でしょうか。
回答16	受注者様の書式で結構です。 但し、条項変更等も含め、内容については契約時に別途お打合せの上、修正をお願いする場合がございます。
質問17	賃貸借料は当月分を翌月末日にお支払いただく認識でよろしいでしょうか。
回答17	ご認識の通りです。
質問18	契約保証金は免除という認識でよろしいでしょうか。
回答18	ご認識の通りです。
質問19	契約終了後、機器はリース会社に返還いただける認識でよろしいでしょうか。その場合、機器の取外し・集約作業・機器の返還是貴団の負担にて行っていただけますでしょうか。機器の返還が受注者負担の場合、集約場所は1ヶ所という認識でよろしいでしょうか。
回答19	契約終了後、機器は返還致します。 受注者様負担にて引き揚げ条件となります。 当方にて1箇所にまとめて保管します。エレベータ、台車の使用は可能です。

47.さいたま市市民活動サポートセンター利用者用設備賃貸借

質問20	<p>契約期間満了後のパソコン等のデータ消去についてデータ消去費用（データ消去作業報告書等の書面発行費用含む）は、リース料に含める必要はございますでしょうか。</p> <p>データ消去について、リース料にデータ消去費用（データ消去作業報告書等の書面発行費用含む）を含む場合、以下ご回答をお願い致します。</p> <p>①データ消去実施場所は、撤去後リース会社の指定場所の実施で構わないでしょうか。</p> <p>②消去方式は、リース会社指定の方式でよろしいでしょうか。</p> <p>③データ消去対象物件はPC、サーバに搭載のHDD（SSD）のみでよろしいでしょうか。また、データ消去の対象となるHDD等対象記憶媒体の本数をご回答頂けますでしょうか。</p> <p>④データ消去実施後の提出書類は、データ消去作業報告書でよろしいでしょうか。</p> <p>⑤データ消去作業報告書の提出期限について、努力義務との認識で問題ないでしょうか。</p> <p>⑥ソフトウェア消去にて対応が出来ない場合、物理破壊を実施致しますが、消去報告書に破壊後の記憶媒体の写真は必要ありますでしょうか。</p> <p>⑦BIOS/UEFI（HDD）パスワードが設定されている場合、契約満了、返却時にパスワードを解除または開示して頂けるとの認識で問題無いでしょうか。</p> <p>⑧データ消去業務の委託は可能でしょうか。</p>
回答20	<p>リース期間終了後、受注者様でのデータ消去を含みます。</p> <p>消去方法、実施場所は任意となります。</p> <p>データ消去証明書の発行が必要です。書式は任意となります。</p> <p>提出期限については別途協議させて頂きます。</p> <p>委託も可能です。但し、委託先との契約書の写しをご提出ください。</p>
質問21	<p>本件は動産総合保険を付保する必要がありますでしょうか。必要がある場合、以下ご教示ください。</p> <p>①付保する動産総合保険は地震や戦争、噴火等は対象外となる、経過期間に応じて保険金額が減額する一般的なものでよろしいでしょうか。</p> <p>②動産総合保険の加入対象は機器のみであり、ソフトウェアや役務等には付保しないでよろしいでしょうか。</p>
回答21	<p>必要ですが、地震等は対象外になる一般的なもので結構です。</p> <p>また、対象は機器のみで結構です。</p>
質問22	<p>リース会社ができない業務を調達業者へ委託する場合、委託することを承認する書面のひな型があれば開示をお願いいたします。</p>
回答22	<p>委託先との契約書の写しをご提出ください。</p>
質問23	<p>リース会社が機器購入先から物品を購入できない等の契約不適合責任及び物品引渡後の危険負担責任はリース会社にはないという認識でよろしいでしょうか。</p>
回答23	<p>仕様書記載条件について各責任の所在および当方との契約履行対象は受注者様となります。</p>

47.さいたま市市民活動サポートセンター利用者用設備賃貸借

質問24	万一の想定となりますと、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点にて残期間の残賃借料が存在する場合、貴団にその金額をご負担していただけますでしょうか。
回答24	協議により対応することとします。
質問25	予算削減等の影響により、過去に賃貸借契約を解約または変更等を実施されたケースはございますでしょうか。
回答25	本調達案件に関連しない事項となりますので、ご回答致しかねます。
質問26	本調達の中に機器の保守は含まれず、受注者に保守義務はないという認識でよろしいでしょうか。また、メーカーの保証期間終了後、機器に不具合が発生し修理が必要となった場合は都度有償にてご対応いただくという認識でよろしいでしょうか。
回答26	仕様書のとおりです。